

○龍郷町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例

平成23年6月21日条例第10号

龍郷町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する事項を定めることにより、町民の動物愛護の意識を高めるとともに飼い猫の野生化及び放し飼いによるアマミノクロウサギその他の野生生物（以下「野生生物」という。）への被害を防止し、もって地域生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 ねこを所有し、又は飼養及び管理する者をいう。
- (2) 飼い猫 飼い主が所有し、又は飼養及び管理するねこをいう。
- (3) マイクロチップ マイクロチップは、国際標準化機構（ISO）に定めた規格のマイクロチップ読取機に対応する体内埋込型のものをいう。
- (4) 繁殖制限 飼い猫の避妊手術、去勢手術その他の繁殖をできなくするための措置をいう。

(町の責務)

**第3条** 町は、関係行政機関、各種団体等と連携して、第1条の目的を達成するための施策を実施するものとする。

(飼い主の責務)

**第4条** 飼い主は、飼い猫の生態、習性及び生理を理解し、かつ、愛情をもって接するとともに、終生にわたり飼養及び管理するように努めなければならない。

- 2 飼い主は、飼い猫を適正に飼養及び管理することにより、健康及び安全を保持するとともに、飼い猫が飼い主以外の者に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。
- 3 飼い主は、人と飼い猫と野生生物との共生に配慮しつつ、飼い猫が野生生物に害を加えることのないように努めなければならない。
- 4 飼い主は、繁殖制限に努めなければならない。ただし、飼い猫を適正に飼養及び管理する場合は除く。

(登録及び飼い猫の明示)

**第5条** 飼い主は、飼い猫を取得した日（生後90日以内の飼い猫を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）又は本町に転入した日から30日以内に、規則で定めるところにより町長に登

録申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その旨を登録し、飼い主に飼い猫の鑑札を交付するものとする。

3 飼い主は、飼い猫の飼養及び管理に当たっては、登録を受けたことが判明できるように首輪等を用いて鑑札を明示しなければならない。

4 飼い主は、第1項の登録を行った場合においては、規則に定める期間内に、マイクロチップの埋込みの処置及びその個体識別番号の届出を行うよう努めなければならない。この場合において、マイクロチップの埋込費用は飼い主の負担とする。

(登録手数料)

**第6条** 飼い主は、前条の申請の際に、飼い猫1匹につき500円の登録手数料を納付しなければならない。

(鑑札の再交付)

**第7条** 飼い主は、鑑札を亡失し、若しくは損傷したときはその事由を記載し、又は損傷した場合にはその鑑札を添え、30日以内に町長に鑑札の再交付を申請しなければならない。この場合において、飼い主は、1件につき250円の再交付登録手数料を納付しなければならない。

(登録の変更及び抹消)

**第8条** 飼い主は、飼い猫に死亡又は譲渡の事由が生じた場合には、当該事由が生じた日から起算して30日以内に、町長にその旨を届け出、登録の変更又は抹消の手続を行うものとする。

(適正飼養及び管理並びに生活環境の保全)

**第9条** 飼い主は、次に掲げる事項を遵守し、地域の生活環境の向上と飼い猫の適正な飼養及び管理に努めなければならない。

- (1) 飼い猫に餌及び水を適正に与えること。
- (2) 飼い猫の疾病の予防や健康の保持に必要な措置を講ずること。
- (3) 飼い猫の糞便等を適正に処理し、悪臭又はノミ、ハエその他の衛生害虫の発生を防止すること。

(放し飼いの制限)

**第10条** 飼い主は、飼い猫を室内で飼養及び管理するように努め、屋外で飼い猫を放し飼いにしないように努めなければならない。

(遺棄の禁止)

**第11条** 飼い主は、飼い猫を責任を持って終生飼養及び管理し、遺棄してはならない。

(飼い猫の譲渡)

**第12条** 飼い主は、やむを得ず適正に飼い猫を継続して飼養及び管理することができなくなった場合においては、適正に飼養及び管理できる者に飼い猫を譲渡するよう努めなければならない。

(報告及び調査)

**第13条** 町長は、この条例の施行に必要な範囲内において、飼い主その他の関係者に対し、飼い猫の飼養及び管理の状況について報告を求めることができる。

2 町長は、この条例の実施について必要があると認めるときは、調査のため必要な範囲内において、職員に関係のある場所に立入調査させ、又は関係者に聴取させることができる。

3 前項の場合において、立入調査をする職員は、身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導及び命令)

**第14条** 町長は、第5条及び第11条の規定に違反していると認められる者に対し、当該規定に従い、必要な措置をとるべきことを指導することができる。

2 町長は、第9条各号及び第10条に規定する事項を遵守しない飼い主に対して、必要な指導をすることができる。

3 町長は、前2項の規定による指導を受けた者がその指導に係る措置をとらなかった場合において、その者に対し、指導に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(委任)

**第15条** この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。